

# 1. 佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画について

## (1) 計画の法的位置づけ

佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画は、それぞれ以下の法令に基づき策定する。

市の名称	根拠法令	法令で定める名称	内容
佐世保市老人福祉計画	老人福祉法第20条の8第1項	市町村老人福祉計画	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
	同法第20条の8第7項	市町村老人福祉計画	市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
佐世保市介護保険事業計画	介護保険法第117条第1項	市町村介護保険事業計画	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
	同法第117条第6項	市町村介護保険事業計画	市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

## (2) 計画策定・実施期間について

### ① 計画策定のスケジュール

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
第1期計画策定年度	第1期計画期間					第2期計画策定年度	第2期計画期間			第3期計画策定年度	第3期計画期間		第4期計画策定年度	第4期計画期間		第5期計画策定年度	第5期計画期間		第6期計画策定年度	第6期計画期間	
	第1期計画策定年度		第2期計画策定年度		第3期計画策定年度		第4期計画策定年度		第5期計画策定年度		第6期計画策定年度										
	第1期計画策定年度		第2期計画策定年度		第3期計画策定年度		第4期計画策定年度		第5期計画策定年度		第6期計画策定年度										
	第1期計画策定年度		第2期計画策定年度		第3期計画策定年度		第4期計画策定年度		第5期計画策定年度		第6期計画策定年度										
	第1期計画策定年度		第2期計画策定年度		第3期計画策定年度		第4期計画策定年度		第5期計画策定年度		第6期計画策定年度										
	第1期計画策定年度		第2期計画策定年度		第3期計画策定年度		第4期計画策定年度		第5期計画策定年度		第6期計画策定年度										

※ 第1期および第2期計画は5カ年計画で、3年ごとに計画策定としていた。  
第3期以降は、3カ年計画で3年ごとの計画策定となっている。

現計画の期間 平成24年度 から 平成26年度 まで  
次計画の期間 平成27年度 から 平成29年度 まで

② 現計画（第5期計画）の主な内容

- 第1章 計画策定にあたって
  - ・計画の理念、基本方針など
- 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題及び地域包括ケアシステムの確立並びに認知症高齢者支援対策の推進
  - ・高齢者の現状（人口、認定者数）、地域包括ケアシステムの概要など
- 第3章 サービスの現状と計画
  - ・各種サービス事業の現状と今後の方針など
- 第4章 住みやすいまちづくりの現状と目標
  - ・バリアフリーの推進など
- 第5章 ボランティアの現状と目標
  - ・ボランティア団体等の現状と今後の方針など
- 第6章 介護保険にかかる事業費の見込み
  - ・本市の保険料基準月額、保険料設定の考え方など

(3) 計画策定のポイント

- ◇第5期計画で開始した地域包括ケアの実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していく。
- ◇2025年（平成37年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。

介護保険事業計画

第5期計画までの主な記載事項

- 日常生活圏域の設定
  - 介護サービスの種類ごとの見込み
  - 施設の必要利用定員
  - 地域支援事業
  - 認知症支援策の充実
  - 生活支援サービスの充実
- など



地域の実情等を踏まえて、第6期計画に記載する新たな内容

- 医療と介護の連携
  - 予防給付の見直し
- など

# 介護保険制度の改正案の主な内容について

## ①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が**住み慣れた地域で生活を継続**できるようにするため、**介護、医療、生活支援、介護予防を充実**。

### サービスの充実

#### ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- \* 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- \* 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

### 重点化・効率化

#### ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- \* 段階的に移行（～29年度）
- \* 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- \* 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

#### ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

- \* 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

## ②費用負担の公平化

**低所得者の保険料軽減を拡充**。また、**保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す**。

### 低所得者の保険料軽減を拡充

#### ○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
  - \* 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
  - \* 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
  - \* 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

### 重点化・効率化

#### ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

#### ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
  - \* 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題